

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 29 日

一般社団法人 日本 C F O 協会
理 事 会 御 中

き さ ら ぎ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 後 宏治 (印)
業務執行社員

当監査法人は、一般社団法人日本 CFO 協会の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 3 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、会社計算規則（ただし、同規則第 98 条第 2 項第 1 号を適用する。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成することにあり、また、計算書類の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。これには不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に、計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、すべての重要な点において、会社計算規則（ただし、同規則第 98 条第 2 項第 1 号を適用する。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

一般社団法人日本 CFO 協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上